

宇宙法研究拠点の構築を目指して

法学部法律学科 教授／宇宙法センター長

あかしきんじ
明石欽司

慶應義塾大学宇宙法センターは、独立行政法人宇宙航空研究開発機構（JAXA）との連携関係の中で、2012年4月に先導研究センター内に設置されました。

「宇宙」や「JAXA」という言葉を聞くと、「国際宇宙ステーション」における日本人宇宙飛行士の活躍や「はやぶさ」の劇的帰還のイメージなどと結び付けられて、科学技術とロマンの世界としてみ捉えられるかもしれませんが、現実の宇宙活動は一定の秩序の中で行われており、そのような秩序維持のために**宇宙法**と総称される法規範群が存在する世界でもあります。

それらの法規範は、当初は**宇宙条約**をはじめとする国際条約が中心でしたが、その後宇宙活動の公法的側面を扱う各国国内法の制定が進み、さらに、現在の側面を扱う各国国内法の参加が現実の問題になる中で、私法的側面をも含む国内法も存在するようになっていきます。それらの他にも、条約でも慣習法でもない国際的文書（ソフト・ロー）が多数存在しています。宇宙法センターは、このような法規範群を研究対象として、以下の四つの目標を掲げて活動しています。(1)宇宙活動における諸問題に対する法的

視点からの検討と対処方法の提案、(2)日本における宇宙法研究水準の向上、(3)宇宙法分野における実務家および研究者の養成への寄与、(4)アジアにおける宇宙法分野の能力開発への貢献。

そして、これらの目標達成のために、次のような活動を行っています。まず、研究活動の中核部分として、年度毎に研究主題を確定し、学内外の研究者および実務家により構成される研究会を各主題について設け、報告書を作成しています。また、研究成果の公表と啓蒙活動として、各種セミナーやシンポジウムの開催、『宇宙法ハンドブック』の公刊、さらに、国内外の宇宙法関連資料を電子アーカイブ化するなどしています。以上に加えて、大学院法学研究科内に「宇宙法専修コース」を設け（2014年3月に第1期生3名が法学修士号を取得）、あるいは宇宙法国際模擬裁判アジア太平洋大会を主催（2013年6月）するなど、宇宙法関連分野の人材養成のために、学生・若手研究者の教育や研究環境の整備を進めています。今後は各国の宇宙活動関連国内法の比較法的研究をも視野に収めたより幅広い研究を行う予定です。